

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

事業名	地区名	事業主体
法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等 浪江南産業団地整備事業 (第3工区)	請戸地区	浪江町

図面記号										
N										
当事者の別	氏名	捺印	住所							
1 当事者の住所	譲受人 浪江町長 吉田 数博		双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2							
	譲渡人	別紙1のとおり								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	所有権外の使用収益 権が設定されている場 合	土地利用区分			
			登記簿	現況			権利の種類	権利者 の氏名又は 名称	農振法	都 市 計 画 法
			別紙2のとおり							
計	418m <sup>2</sup> (田 418m <sup>2</sup> )									
3 権利を設定し又 は移転しようとする 契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期	権利の 存続期間	その他					
	所有権	移転	復興整備計画 公表後	永年						
4 転用することに よって生ずる付近 の農地作物等の 被害の防除施設 の概要	<p>当該地区からの汚水排水については浄化処理のうえ幹線水路に排出。雨水排水については地区北部に接続する既存の排水路を経て太平洋に排出するため、付近の農作物への被害は生じない。</p> <p>当該地区整備により一部のため池を廃止することになるが、ため池受益農地のほとんどが当該地区内に存在しており、また、一部存地する受益農地については利水補償により対応することで営農に支障は生じない。なお、当該受益者及びため池管理関係機関から令和元年6月12日にため池廃止の了承をいただいている。</p> <p>加えて、南産業団地整備によって、付近への日照影響や既存農地へのアクセス等への影響は生じない。</p>									

## (別紙2) 2の欄 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現況		権利の 種類	権利者 の氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
1 双葉郡浪江町大字請戸字南迫	164 番	田	田	418	なし	なし	農振地域外	非線引き都市計 画区域の用途地 域内
合計				418				
合計 1筆 418m <sup>2</sup> ( 田 418m <sup>2</sup> )								